

下級裁判所裁判官指名諮問委員会名古屋地域委員会第22回議事概要

(名古屋地域委員会庶務)

第1 日時

平成23年6月1日(水) 午前10時00分から午前10時25分まで

第2 場所

名古屋高等裁判所中会議室

第3 出席者

(委員長) 片山俊雄(裁)

(委員) 神谷 達(学), 酒井邦彦(検), 松浦好治(学),
村上文男(弁)

(庶務) 村瀬賢治名古屋高裁総務課長, 畦地由紀名古屋高裁総務課課長補
佐

(説明者) 村田斉志名古屋高裁事務局長

第4 議題

- 1 平成23年10月から平成24年1月までの再任(判事任命)候補者に係る
情報のとりまとめについて
- 2 その他

第5 議事(進行)

1 情報提供の依頼方法及び提出された情報に関する説明

庶務から, 情報提供の依頼方法(依頼先, 周知文書の内容等)及び提出された情報(提出者, 提出方法等)について説明がなされた。

2 個別情報に関する審議

これまで当地域委員会では, 送付された情報が積極情報である場合, 基本的には中央の委員会に送付しないが, ①それが重点審議者に関するものである場合, あるいは, ②他の地域委員会で消極の情報が出る可能性がある場合には, 送付する取扱いを続けてきたところ, 昨今, 指名候補者の所属庁に対応しない

他の地域委員会や中央の委員会に直接意見が寄せられることがあるとの情報に接し、今後の取扱いを協議したところ、委員から、地域委員会としては、情報があれば基本的に送るのが本来の姿ではないかとの意見、積極情報なのか消極情報なのかの定義は難しい上、ある事項について消極情報が出される一方で、同じ事項について積極情報が提出される場合もあるので、消極、積極を問わず送るべきであるとの意見が述べられた。

その結果、積極情報だからということだけで原則として送付しないという取扱いについては、今後、以下のとおり改めることとされた。

積極情報であっても基本的には送付することとする。ただし、①具体的事実の内容に明らかに信用性が欠ける情報、②漠然として適格性の判断に役立たない情報、③指名の適否にあまり影響を及ぼさない些細な情報、④内容面で裁判官の独立の関係から適当でないと判断される情報等については、送付しない取扱いとする。

その上で、今回寄せられた情報については、以上4点の除外事由に該当しないことから、中央の委員会に送付することとされ、コメントの内容については、「訴訟指揮の裁量の問題と思われるが、裁判官の訴訟運営上の問題が指摘されているので、参考となる情報として送付する。」とすることとされた。

3 次回地域委員会の予定等について

次回地域委員会については、平成23年9月16日（金）午前10時00分とされ、次々回地域委員会については、同年11月10日（木）のいずれも午前10時00分とされた。

以 上